

5高長社第 1521 号
令和6年3月25日

各介護保険事業所 管理者 様

高知県長寿社会課長
(公 印 省 略)

【重要】令和6年4月1日算定の体制届の提出について

日ごろから高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記について、電子申請届出システム切り替え対応に伴い、利用停止期間が厚生労働省から通知されました。つきましては、下記のとおり、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 電子申請届出システム停止期間

以下の期間は、当該システムの利用ができませんので、ご注意ください。

- ・令和6年3月29日（金）18：00～4月1日（月）8：00

2. システム停止に伴う注意事項（詳細は添付のとおり）

・システム切り替え後は従来様式での出力はできなくなるため、令和6年3月29日（金）18:00までに、「受付済」、「申請（届出）済、未受付」、「受付中」で、保存が必要な申請書・届出書データは、指定権者への問い合わせも含めて、様式・付表のExcelファイルや画面の印刷（PDF）データを取得しておいてください。

・令和6年3月29日（金）18:00時点で、従来様式の「一時保存」や「差戻し」の申請書・届出書データが存在し、令和6年4月1日以降に入力を再開する場合は、新様式の画面内容に沿って入力してください。

3. 令和6年4月1日算定の各加算に係る届出の提出期限

- ・【介護職員処遇改善等加算を除く加算】 → 令和6年4月1日（月）23:59まで
- ・【介護職員処遇改善等加算（体制届・計画書）】 → 令和6年4月15日（月）23:59まで（※）

※処遇改善等加算の体制届・計画書については、電子申請届出システムではなく、メール又は郵送にて提出してください。（郵送の場合は当日消印有効）

※令和6年4月1日以降の追加項目のうち、「高齢者虐待防止措置実施の有無」、「業務継続計画策定の有無」については、体制届の提出がない場合は自動的に「減算型」になりますので、「有」の場合は必ず提出するようにしてください。

4. 届出の詳細について

高知県長寿社会課ホームページ→事業者のみなさまへ→申請・届出→各種申請・届出等様式
→指定介護サービス事業者各種届出様式

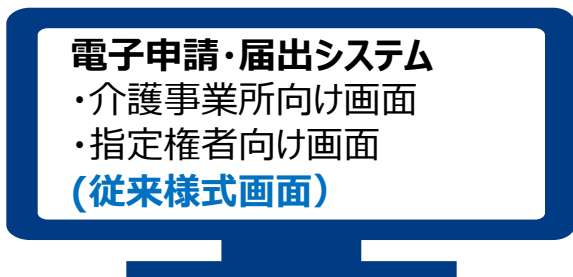
【介護職員処遇改善等加算を除く加算】 →4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

【介護職員処遇改善等加算（体制届・計画書）】 →7 介護職員処遇改善事業

本通知に関する問い合わせ先
高知県電子申請サービス【介護事業者向け】介護保険事業に関する問い合わせ
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9412

- 電子申請・届出システムの画面は、令和6年4月1日から新様式に対応した画面に変更され、全ての申請書・届出書データは、新様式のデータに自動移行されます。
- 令和6年3月29日（金）18:00から令和6年4月1日（月）8:00まで、電子申請・届出システムは利用することができません。

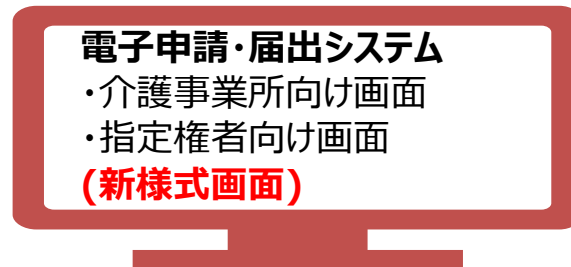
令和6年3月29日（金）18:00まで



全ての申請書・届出書データ
(従来様式)

システム停止・切り替え
データ移行

令和6年4月1日（月）8:00以降



全ての申請書・届出書データ
(新様式)

- 令和6年3月29日（金）18:00までに、「受付済」、「申請（届出）済、未受付」、「受付中」で、保存が必要な申請書・届出書データの様式・付表のExcelファイル等を取得してください。
- 令和6年4月1日以降に、「一時保存」や「差戻し」の申請書・届出書データの入力を再開する場合は、新様式の画面内容に沿って入力してください。